

平成26年度輸入食品監視指導計画監視結果

❖ 届出・検査・違反状況

- ◆ 届出件数 2,216,012件
- ◆ 検査件数 195,390件（検査率8.8%）
（検査命令 58,727 件、モニタリング検査 53,065件、指導検査等92,441 件）
- ◆ 違反件数 877件（届出件数の0.04%）

❖ モニタリング検査実施状況

- ◆ 計画数延べ94,043件に対し、延べ96,580件実施（実施率約103%）

❖ モニタリング検査強化移行品目

- ◆ 18カ国・1地域の31品目

❖ 検査命令移行品目

- ◆ 18カ国・1地域の20品目

❖ 検査命令対象品目

- ◆ 全輸出国17品目及び32カ国・1地域の79品目（平成27年3月31日現在）

海外からの問題発生情報等に基づく対応（平成26年度抜粋）

対象国	品目	内容	対応
デンマーク	豚肉	ジエチルスチルベ ストロール含有の おそれ	対象食品の輸入届出がなされ た場合、積み戻し等を行 う措置を講じた
フランス	ソフト及びセミ ソフトタイプの ナチュラルチー ーズ	腸管出血性大腸菌 O26汚染のおそれ	特定製造者からの輸入届出 がなされた場合、検査命令 を行う措置を講じた
オーストラリ ア	ワニ肉	金属片混入のおそ れ	対象食品の輸入届出がなされ た場合、積み戻し等を行 う措置を講じた

主な食品衛生法違反内容（平成26年度）

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売を禁止される食品及び添加物	245	26.8	とうもろこし、落花生、アーモンド、乾燥イチジク、ハトムギ、ピスタチオナッツ、とうがらし、ナツメグ、くるみ、ごまの種子、フェネグリーク、くり、ハスの種子等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品、ナチュラルチーズからのリステリア・モノサイトゲネス検出、米、小麦、菜種、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
9	病肉等の販売等の禁止	3	0.3	衛生証明書の不添付
10	添加物等の販売等の制限	54	5.9	TBHQ、キノリンイエロー、パテントブルーV、サイクラミン酸、アゾルビン、パラオキシ安息香酸メチル、ヨウ素化塩、アシッドブルー3ナトリウム、アミド化ペクチン、ホウ酸、ヨウ素酸カリウム、一酸化炭素、塩化メチレンの指定外添加物の使用
11	食品又は添加物の基準及び規格	539	59.0	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反（農薬の残留基準違反）、水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反等）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（二酸化硫黄、ソルビン酸、安息香酸等）、添加物の成分規格違反、放射性物質の検出
18	器具又は容器包装の基準及び規格	70	7.7	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
62	おもちゃ等についての準用規定	2	0.2	おもちゃ又はその原材料の規格違反
計		913（延数） 877（実数）		

輸入者の営業の禁停止処分

❖ 目的

- ◆ 法違反を繰り返す輸入者等に対し、法違反の原因の改善、再発防止、その他衛生上の必要な措置を講じさせる

❖ 検討開始要件

- ◆ すべての輸入者を対象に、四半期毎に検査実績を調査し、**法違反確定時における直近60件の検査の違反率が5%以上**であった場合、処分の適用を検討する
- ◆ 処分適用の前段として、該当する輸入者に対して、**食品等を輸入する際の安全管理を見直し、再発防止対策を講じるよう指導**するとともに、期限を設けて文書報告を求める
- ◆ 上記指導後においても法違反の状況に改善が見られない場合は、**法第55条第2項に基づく営業の禁停止処分**を講じる

(指導実績)

平成24年度：28社、平成25年度：24社、平成26年度：16社



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

4. 平成28年度輸入食品監視指導 計画（案）について

最近の状況①

海外情報等に基づき監視強化を行った主な事例

対象国	品目	内容	対応
フランス	ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス汚染のおそれ	特定製造者からの輸入届出がなされた場合、自主検査を行う措置を講じた
フランス	ナチュラルチーズ	サルモネラ汚染のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等を行う措置を講じた
南アフリカ	ぶどう酒	ガラス片混入のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等を行う措置を講じた
米国	飲料	ガラス片混入のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等を行う措置を講じた

最近の状況②－1

BSE発生国への対応について①

国名		平成17 年度	～	平成24 年度	平成25 年度	平成26年度	平成27年度
米国						一定条件下で輸入再開（H17年12月12日）	
カナダ						一定条件下で輸入再開（H17年12月12日）	
フランス						一定条件下で輸入再開（H25年2月1日）	
オランダ						一定条件下で輸入再開（H25年2月1日）	
アイルランド						一定条件下で輸入再開（H25年12月1日）	
ポーランド						一定条件下で輸入再開（H26年8月1日）	
ブラジル						一定条件下で輸入再開（H27年12月21日）	
スウェーデン				輸入条件を協議中			H27年4月～
ノルウェー				輸入条件を協議中			H27年4月～
デンマーク				輸入条件を協議中			H27年7月～
スイス・リヒテンシュタイン				輸入条件を協議中			H27年12月～
イタリア				輸入条件を協議中			H28年1月～

BSE発生国への対応について②

【BSE発生国等から輸入される牛由来ゼラチン及びコラーゲン等の取扱い】

平成27年3月、BSE発生国等から輸入される以下食品について、
条件付きで輸入可能とした

◆ 対象食品

- ・ 牛の皮を原材料とするゼラチン及びコラーゲン並びにこれを含む加工品
- ・ 牛の骨を原材料とするゼラチン及びこれを含む加工品
- ・ ゼラチン及びコラーゲンの原材料となる牛の皮や牛の骨

【めん羊及び山羊のBSE対策について】

平成27年6月、食品安全委員会に以下の措置を講ずるにあたっての
食品健康影響評価を諮問、平成28年1月12日付けで答申

◆ 諮問内容

○国内措置

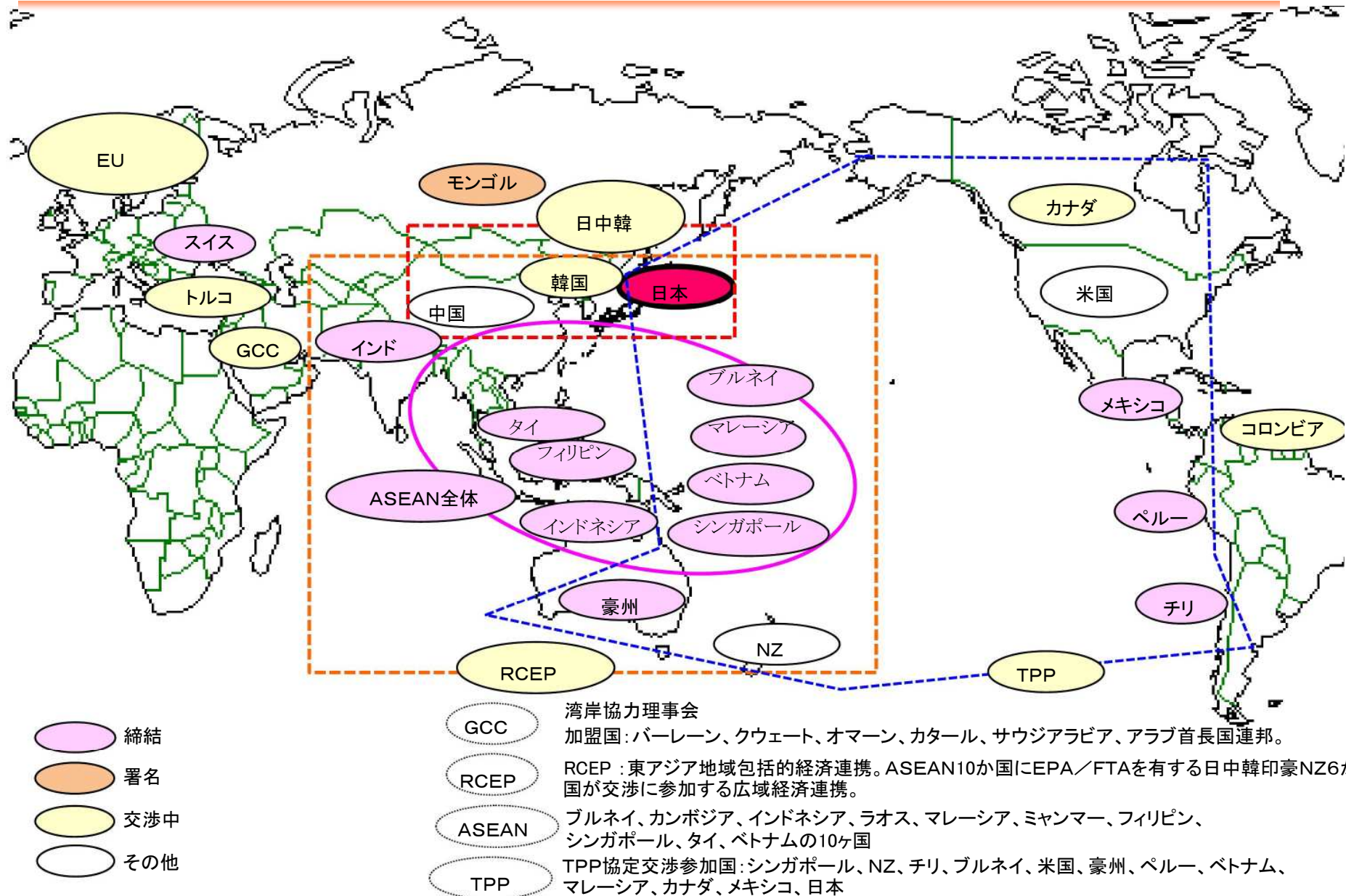
- ・ 12ヶ月齢以上の全てを対象とするスクリーニング検査の廃止
- ・ SRMの範囲の変更

○国境措置

- ・ 国内措置の見直しに合わせ、
現行の「輸入禁止」から「SRMを除去したものを輸入」に変更

最近の状況③

経済連携協定やTPPの対応状況



最近の状況④

水産冷凍加工食品のモニタリング検査について

◆ 経緯

平成27年度輸入食品監視指導計画に基づき、冷凍加工食品の成分規格に係るモニタリング検査件数を増加

◆ 対応状況

平成27年度中間報告の段階で、水産冷凍加工食品の成分規格に係るモニタリング検査による違反件数は、平成26年度より増加していたことから、複数違反が認められた輸出国に対して、輸出国の衛生対策の参考となるよう、違反事例情報を取りまとめて提供

(主な違反事例)

品名	違反事例
無加熱摂取冷凍食品:穴子フィレ	成分規格不適合(大腸菌群 陽性)
無加熱摂取冷凍食品:たこスライス	成分規格不適合(大腸菌群 陽性)
無加熱摂取冷凍食品:かに	成分規格不適合(大腸菌群 陽性)

最近の状況⑤

未承認遺伝子組換え食品の混入事案への対応

(事例1)

◆ 経緯

平成27年6月、輸入時の自主検査において、中国産米加工品から我が国で安全性未審査の遺伝子組換え米が検出された

◆ 対応状況

中国産米加工品の輸入届出がなされた際には、輸入の都度、貨物を保留し検査を実施

(事例2)

◆ 経緯

平成27年7月、モニタリング検査において、ベトナム産パパイヤ加工品から我が国で安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤが検出された

◆ 対応状況

ベトナム産パパイヤ及びその加工品の輸入届出がなされた際には、輸入の都度、貨物を保留し検査を実施

平成28年度輸入食品監視指導計画（案）について ①

モニタリング検査計画数

約96,000件（前年比1,000件増）

検査項目	28年度計画件数（案）
残留農薬	25,300
抗菌性物質等	14,100
成分規格（大腸菌群等）	13,600
添加物	13,000
カビ毒（アフラトキシン等）	6,200
遺伝子組換え	700
放射線照射	600
病原微生物（サルモネラ等）	12,500
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000
合 計	96,000

平成28年度輸入食品監視指導計画（案）について②

重点的に監視指導を実施すべき項目

- ① 病原微生物に係るモニタリング検査の着実な実施
- ② ポジティブリスト制度の着実な施行のため残留農薬検査等の継続
- ③ 冷凍加工食品等の成分規格違反の状況等を踏まえた加工食品の成分規格に係るモニタリング検査等の継続
- ④ BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保

平成28年度輸入食品監視指導計画（案）について③

TPP発効等に備えた監視体制の整備

TPP参加国、経済連携協定締結国の食品衛生に係る情報収集
輸入動向に応じた監視体制の整備
我が国の食品衛生規制の周知

輸出国における安全対策の推進

「輸入食品等事前確認制度」をHACCPによる衛生管理を要件とする制度『輸出国登録施設制度』に改め、普及させることにより、輸出国における安全対策を推進する。

HACCPの導入状況等について情報収集を行う。

TPPについて

1. 総合的なTPP関連政策大綱（TPP総合対策本部決定より抜粋）

TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。

2. TPP協定の全章概要（内閣官房TPP政府対策本部公表より抜粋）

第7章. 衛生植物検疫（SPS）措置

1. 衛生植物検疫措置章の概要

人、動物又は植物の生命又は健康を保護しつつ、各締約国が実施する衛生植物検疫措置が貿易に対する不当な障害をもたらすことのないようにすること等を規定。また、締約国は、WTO衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮することを規定。

更に、地域的な状況に対応した調整、措置の同等、科学及び危険性の分析、監査、輸入検査、証明、透明性、協力的な技術的協議等について規定。